

○国土交通省告示第八百三十三号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条第一号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者を次のように定める。

令和五年七月十九日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号ハの規定により、同号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- 一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第四号に規定する宅地建物取引士
- 二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第九号に規定する管理業務主任者

- 三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十
四条第一号に規定する登録証明事業による証明を受けている者（賃貸住宅の管理業務等の適正化に
関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第三十四号）附則第二条の規定
により登録証明事業による証明を受けている者とみなされるものを含む。）

- 四 管理受託契約の締結に係る業務に従事する使用人その他の従業者として国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号イ又ロに規定する者若しくは前三号のいずれかを満たす者を置くものの
- 五 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者
- 六 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者
- 七 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二条第三項に規定する賃貸住宅管理業者

附 則

この告示は、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第五十七号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十四号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の六第三号、第七号及び第十号の規定に基づき、国土交通大臣の定めるところにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合等を次のように定める。

令和五年七月十九日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

第一　登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（以下「国規則」という。）第九条の六第三号の規定により登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、国規則第九条の六第二号に規定する講義の内容のうち二十時間に相当するものに代えて、それと同程度に受講の効果を得られる通信講座（以下単に「通信講座」という。）を行った後に、通学の方法又はオンラインによる方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義をする方法又は電気通信回線を使用して視聴覚教材等必要な教材により講義をする方法であって受講者の受講の状況を確認できるものに限る。）によつて行われる講義を七時間以上行うものとする。また、国規則第九条の六第三号イ及びロに掲げるいず

れの事項においても全てが通信講座によらないこととする。当該通信講座の教材は、国規則第九条の六第三号イ及びロに掲げる事項について、実践的な知識を修得するためには必要かつ十分な内容と認められる印刷教材、当該印刷教材及び講義を収録した視聴覚教材並びに講義内容の全体を把握するためには必要かつ十分な内容と認められる視聴覚教材その他の適切な内容の視聴覚教材とし、必要に応じてその他の教材を併せて使用するものとする。

第二 登録実務講習修了試験

国規則第九条の六第七号の規定による登録実務講習修了試験（以下「修了試験」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

一 択一式、正誤式その他の適切な方法による試験によつて、講義内容全体を十分に理解しているかどうかを的確に把握するものであること。

二 標準的な内容の問題を出題するものであること。

三 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。

第三 修了試験の合格基準

国規則第九条の六第十号の規定による修了試験の合格基準は、第二の修了試験について八十パーセント以上の成績であるものとする。

附 則

この告示は、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省
令第五十七号）の施行の日から施行する。